

## 6 声の権利

# 「声」の利活用時代に向けた 「声の権利」に関する研究

音声合成技術の進化に伴い、人の「声」を活用した新たなビジネスが広がろうとしている。同時に、活用の際に人の「声」を権利として法的に保護する必要性についても注目が高まっている。ここでは、「声の権利」について、NTT社会情報研究所がこれまでに行った研究内容と、現在の取組みについて紹介する。

## 進化する音声合成技術と 「声」の保護

昨今、音声合成技術の進化により、実在の人物の音声を本物によく似せながら技術的に再現することが可能となってきた。これに伴う様々なサービスやコンテンツが普及しつつある。

NTT 人間情報研究所が開発する「Zero-shot 音声合成」は、対象人物の数秒程度の音声サンプルをもとに、高品質な合成音声を生成することがきる優れた技術である<sup>\*1</sup>。

こうした人の声を再現する技術は、福祉の分野で大きな期待を寄せられている。またコンテンツ・エンタメ産業における適正な活用も期待されている。

ところが、技術を不正な目的で使うことや他人の声を無断で使用するトラブルも懸念される。

主に俳優、声優、歌手、タレント、動画配信者など知名度の高い人物の声を使得本人の意図しない文章を読み上げさせてネットにばらまいたり、本人の知らないところで声がネット広告のナレーションに利用されるなど、声の無断使用の事例が国

内外で発生している。

しかし、我が国では「声」を客体として保護する権利のしくみが不十分であり、声の権利者と声の利用者の双方にとって、保護と利活用の実現において不安な状態にあるといえる。

## 「声の権利」を確立する 必要性について

法的な意味での「権利」とは、「相手方（他人）に対して、ある作為・不作為を求めることができる権能」<sup>\*2</sup>であり、損害賠償や差止めといった請求をするためにも、声に関する権利が法的な意味での権利として認められるかどうかについては、関係者にとって重大な関心事項といえるだろう。

このような社会的状況を受けて声の法的な保護を求める動きが活発になろうとしている。たとえば2023年6月に日本俳優連合は「生成系AI技術の活用に関する提言」の中で「声の肖像権の設立をめざす」と言及している<sup>\*3</sup>。

現状、声に関する権利についての



NTT 社会情報研究所  
社会情報理論研究プロジェクト  
社会システムデザイングループ  
(左) 研究員 荒岡 草馬 氏  
(右) 主任研究員 藤村 明子 氏

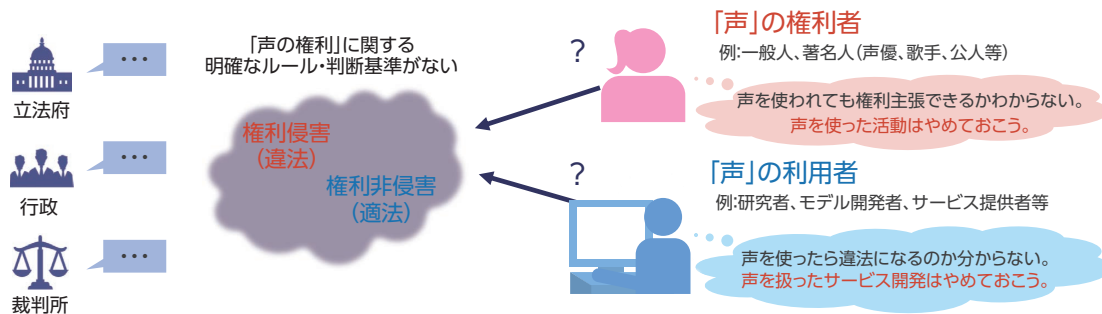
用語も統一はされておらず、定義もコンセンサスを得る形で未だ確立されてはいない。

そこで、我々は声に関する権利のことを「声の権利」と呼び、法的な観点による理論研究を進めている。

「声の権利」は、以下の3つの側面に分類できる。

- ① 経済的（財産権的）側面
- ② 精神的（人格権的）側面
- ③ その他の側面。

まず、①は、「声」が持つ財産的価値の利用、経済的損失の防止及び回復を含んだ側面である。既存の権利に当てはめるとすれば、著作権、パブリシティ権（著名人に生じる顧客吸引力を中核とした経済的な価値



## 声の保護と利用の在り方を示すようなルールメイキング・理論形成が必要。

図1 社会規範としての声の権利の確立へ

を認めるもの)等が該当する。

②は、「声」が利用されてしまうことに伴う人格的価値の毀損の防止及び回復が内容であり、名誉感情やプライバシー、肖像権等に近い概念となる。

③は、事業者等による不正な「声」の取扱い防止や、「声」を理由とした差別的取扱い防止、自身が望んだ「声」で喋る自由等、上記の①および②に含まれないものである。事業者が個人情報として扱う「声」の保護はここに整理できる。

### 「声の権利」の進むべき方向性とガイドライン策定の狙い

「声の権利」をめぐる、無断使用などに遭遇した声の主の保護を既存の権利のみから検討すると、事案によるが、著作権法、パブリシティ権、個人情報保護法などで議論すべき個別の論点に至る。一方で、発生した事件の性質や、今後の技術の進展によっては、既存の権利だけでは対応が難しい領域が生じることも考えられる。そのような領域において声そのものを個人の人格の象徴の1つとして認める必要がある場合には「声の人格権」と呼べる概念を用意する必要がある<sup>※4</sup>。

「声の権利」を保護するためには声の権利者と声の利用者の双方が安定的に声の保護と利活用を実現できるルール作りが不可欠である。

法的な権利として認められるためには、一般的に裁判所が示す判例による場合と、法律によって成り立つ場合とがあり、前者は判例が蓄積されてやがて立法につながる場合もあるし、立法にならずとも判例の段階で形成されるものもある。例えば肖像権はこれにあたる。(最判平成17年11月10日、最判平成24年2月2日等)。

「声の権利」について、国内では過去にこれを正面から認めた判例は存在しておらず、権利の根拠となる法律も存在していない。

判例の蓄積や立法を待てば、数年から十数年単位の時間が経つ可能性もある。しかし、その間にも技術の進化や人々の行動様式の変容は起きる。判断基準が存在しないがゆえに、人々は自身の行動が法的に正しいものであるのかを予測・判断することが難しい状態に置かれてしまう。

そこで、「声の権利」に関する判断基準を明確にしたいという狙いから、NTT社会情報研究所では現在、複数の関係者による議論や、諸外国

における立法や司法の動向調査を経ながら「声の権利ガイドライン」(仮称)の策定に取り組んでいる。

まず関係機関が遵守すべき民間ベースのルールとして確立し、実績と改良を重ね、やがて立法や行政機関と協力しながら法規範としての道を模索することを考えている。

個人の権利利益の保護、情報の円滑な利活用について配慮し、個人情報保護法や著作権法、諸権利との関係を整理しながら策定を進めていく。また、音声合成技術そのものはニュートラルであることから、運用段階での権利利益侵害の最小化と、当該技術の便益の最大化を図っていく役割が同ガイドラインには求められる。

引き続き、技術者、事業者、法律家など関係者の範囲をさらに拡大しながら、分野をまたいだ議論を積極的に実施していく予定である。

※1 <https://group.ntt.jp/newsrelease/2024/01/17/240117a.html>

※2 高橋和之ほか『法律学小辞典【第5版】』(有斐閣、2016) 339頁。

※3 <https://www.nippairen.com/about/post-14576.html>

※4 荒岡草馬ほか「声の人格権に関する検討」情報ネットワーク・ローレビュー 22 (0), 24-44, 2023-11-17, 情報ネットワーク法学会